

令和6年度地域スポーツ普及事業実施要項（案）

1. 目的

地域住民がふるさとスポーツを普及・定着させるとともに、地域におけるスポーツの振興を図る。

2. 主催 愛媛県スポーツ振興会

3. 主管 愛媛県スポーツ協会加盟団体 総合型地域スポーツクラブ
市町スポーツ少年団 関係団体

4. 協力 公益財団法人愛媛県スポーツ協会

5. 事業内容

- (1) 教室参加者は幼児から高齢者にいたる地域住民の男女各年齢層を対象とする。
- (2) 市町のスポーツ人口やスポーツクラブ(団体)などの現状および将来の予測などを考慮し、地域の人々が進んで参加できるようなスポーツ種目を選び、次の要領で開設する。

(ア) 開設の必要条件

- A. 実施競技は国スポ種目とすること。
- B. 1教室の時間数は原則10日以上(原則10回以上)行うこと。
- C. 1教室の参加人員は原則10名以上とする。

(イ) 教室の内容

教室は、性別・年齢・技能の程度や参加者の社会的条件などを考慮し、できるだけ多くの地域住民の参加が得られる内容にすること。(審判講習会等、講習会及び研修会は対象外) 未経験者が参加しやすい内容にすること。

(ウ) 指導者

指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者を活用することが望ましい。

6. 事業実施期間 令和6年7月1日～令和6年12月31日

7. 経費

(1) 1教室の事業総額 80,000円

(2) 謝金

- (ア) 謝金は、スポーツ教室の事業報告書及び収支決算書の提出後、本会から支払対象者の本人口座に源泉所得税(10.21%)を差引いた金額を直接振り込むものとする。
- (イ) 謝金の上限は別表の※謝金単価基準を基に設定することとし、同一人物へ同日に2回以上の支給は認めないものとする。
- (ウ) 5万円以上の謝金支払対象者には、税務署への報告の関係上、マイナンバーを提出すること。(なお、謝金支払対象者本人へ直接連絡してもとめることとする。)

※謝金単価基準 (謝金を支払う対象人数は1教室当り10名を上限とさせていただきます。)

対 象	区 分	A：指 導 者	区 分	B：助 手	区 分	C：補 助 者
条件と なる資格 経験等	A-1	(公財) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者	B-1	実施競技種目の経験年数が4年以上有る者	C	実施競技種目の経験・専門知識は持たないが、教室の開催に人手として必要な者
	A-2	(公財) 愛媛県スポーツ協会トップリーダー認定者	B-2	実施競技種目の専門知識を有する者		
	A-3	国民スポーツ大会監督経験者(予選を除く)				
	A-4	実施競技種目の指導経験年数が10年以上有る者	B-3	その他 本会が上記基準に達すると認める者		
	A-5	その他 本会が上記基準に達すると認める者				
謝金単価 上 限	¥8,000/1日1回		¥4,000/1日1回		¥2,000/1日1回	

※5万円以上の謝金支払対象者には、税務署への報告の関係上、マイナンバーをご提出いただきますので、予めご理解、ご了承ください。
 なお、提出に関しては、謝金支払対象者ご本人様へ直接本会よりご連絡させていただきます。

(3) 謝金以外の経費

(ア) 謝金以外の経費項目は、**消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・賃借料**とする。

飲食費や交通費、備品費は含まない。

(イ) 謝金以外の経費は、事業報告書及び収支決算報告書の提出後、愛媛県スポーツ振興会から教室代表者の指定する口座に振り込むものとする。

(ウ) 収支決算書には必ず納品書・請求書・領収書（原本）を添えて提出すること。

教室開催に直接関係の無い経費や、領収書の無い経費については一切を認めない。

留 意 事 項

●消耗品の購入について

・教室開催に必要な消耗品のみ認めるが、競技用消耗品(ボール等)を購入した場合は、商品の写真を提出すること。

※(上記理由のため、購入は、7/1 から教室実施までに行うこと。)

・消耗品 1 個当たりの単価 20,000 円以下のものとし、個人所有となるものや、備品の購入については認めない。

●印刷製本費について

・成果物を1点提出すること。成果物の提出がない経費については認めない。

●納品書・請求書・領収書について

・納品書・請求書・領収書は、すべて業者の発行した原本を提出すること。(コピー不可)

・宛名は全て【愛媛県スポーツ振興会】名とすること。個人名等については無効。

・領収書の但し書きには 品名・単価 × 数量 を必ず記入すること。

●参加料等について

・参加料は保険料も含め、無料とすること。

●写真について

・教室開催の度に活動中の写真を撮ること。

※(整列した写真ではなく、必ず活動している様子のわかる写真を撮ること。)

・事業報告の際には、日付入りで提出すること。

領 収 書 (例)

令和6年〇月〇日

愛媛県スポーツ振興会 様

¥ 25,000—

但し ボール代 ¥2,500×10個

松山市道後町2丁目×-××
(有)〇×スポーツ☎
089-911-〇〇〇〇

◎宛名は【愛媛県スポーツ振興会】

◎何について支払ったものか明記すること

◎日付を必ず入れる(7月1日以降)

◎教室の開催に必要な物以外は認められない。

数量についても、事業で使用する範囲内での購入とすること。

8. 提出書類

(1) 事業計画（決定通知時の送付）

- ①実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1-1
- ②収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1-2

(2) 事業報告（事業終了後の送付）

- ①実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-1
- ②実施報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-2
- ③参加者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-3
- ④活動報告写真（日付入り）・・・・・・・・・・・・・様式 2-4
- ⑤収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-5
- ⑥謝金振込依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-6（原本提出）
- ⑦請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2-7（原本提出）
- ⑧納品書・請求書・領収書・・・・・・・・・・・・・様式 2-8（原本提出）

提出期限・・・事業終了後 1 カ月以内又は令和 7 年 1 月 10 日（金）のいずれか早い日

提出方法・・・⑥～⑧は原本提出。①～⑤はメールでの提出でも可。

9. 書類提出先

〒790-0843

松山市道後町 2 丁目 9 番 14 号 愛媛県県民文化会館内

愛媛県スポーツ振興会

TEL:089-911-1199 FAX:089-911-0234 Mail: ehime-sports@blue.ocn.ne.jp

事業開催に係る必要経費のうち謝金は、愛媛県スポーツ振興会が対象者に直接支払います。また、マイナンバーの提出が必要な謝金支払対象者には、本会より直接ご本人様へご連絡いたします。

その他の経費は、開催教室ごとに立て替えていただき、事業終了後に証拠書類を添えて愛媛県スポーツ振興会に請求して下さい。